

平成 29 年度第 3 回立川市個人情報保護審議会の要旨

1 日時 平成 29 年 11 月 1 日（水） 午後 2 時～午後 3 時 30 分

2 場所 立川市役所 205 会議室

3 次第

(1) 届出関係諮問事項

諮問事項①：市民課戸籍事務用ファイルの処分を外部委託することについて

諮問事項②：マイナンバーカード等の記載事項を充実させるため、基幹系システム（住民記録システム）の改修を外部委託することについて

諮問事項③：個人番号利用事務におけるDV被害者情報の保護のため、DV被害者情報を目的外利用して情報共有を行うことについて

諮問事項④：幼稚園児補助金管理システムのリース契約期間満了に伴い、新システムを導入することについて

諮問事項⑤：平成 30 年 4 月から改正後の障害者総合支援法が施行されることに伴い、障害者福祉システムを改修し、東京都国民健康保険団体連合会に一次審査事務を追加委託することについて

(2) 届出関係報告事項

東京都被災者生活再建支援システムの導入に係る一部事項に関する目的外利用理由の確認の報告について

(3) その他

4 出席者

(1) 委員

飯田会長、齊藤委員、神宮委員、梶委員及び入谷委員

(2) 職員

[諮問実施機関]

諮問事項①：市民課長及び記録係長

諮問事項②：情報推進課長並びに市民課長、管理係長、記録係長及び窓口係長

諮問事項③：同上

諮問事項④：保育課長、保育・幼稚園支援係長及び同係主事

諮問事項⑤：障害福祉課業務係長、障害福祉第一係長及び主査

[事務局]

文書法政課長、情報公関係長及び同係主任

5 議 事

(1) 届出関係諮問事項

諮問事項①：(市民生活部市民課)

【諮問の概要】

平成14年に戸籍を電算化したのが、電算化前の紙戸籍を収納していた戸籍事務用ファイル（紙戸籍は取り除かれた状態）が大量に残っており、その処分を外部委託するもの

【審議内容】

《個人の識別について》

○個人を識別できるのは、クリアファイルの見出しだけである。

《クリアファイルの再利用について》

○クリアファイルは、汚れがひどいので再利用はせず全て廃棄する。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

諮問事項②：(総合政策部情報推進課)

【諮問の概要】

住民票やマイナンバーカードに旧氏（過去に使用してきた戸籍上の氏）を表示できるようにするため、基幹系システム（住民記録システム）の改修を現行システムの構築・運用事業者に委託するもの

【審議内容】

《委託条件にある職員立会いについて》

○委託作業を行っている業者のサーバー室に、必要に応じて市職員が立ち入ることができるとのことである。

《旧氏を希望する申請があった場合の処理等について》

○旧氏を希望する申請があった場合には、旧氏を記載した住民票等が住民記録システムから交付できるようになる。

○住民記録システムには旧氏情報が入っていないので、立川に情報があるものについては戸籍で旧氏を確認してから、また、立川に情報がない場合は他自治体に照会を行った上で住民記録システムに入力する。入力作業は申請があった都

度行う。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

諮問事項③：(総合政策部情報推進課)

【諮問の概要】

社会保障・税番号制度におけるマイナポータルによる照会情報の確認制度が始まることに伴い、照会の対象となる市が行う情報照会事務を行うにあたって確認すべきDV被害者情報について共有ファイルを作成して情報を共有し、必要な際に必要なシステム操作ができるようにして、DV被害情報の保護を行なうこととするもので、市民課が保有する情報を関係各課で共有するだけでなく、関係各課が保有する情報についても双方向で共有できるようにするもの

【審議内容】

《DV情報の入手について》

○DV情報の入手ルートとしては、基本的には市民課がDV被害者からの支援の申出書（警察などの公的機関が公印を押した書類）を受付けることになるが、福祉関係の部署では申出書の提出に至らないDV被害者情報を把握している場合がある。

《情報共有に関する本人同意について》

○機微情報でもあり、情報共有について本人の同意又は周知を行うべきではないか？

○DV被害者の生命や財産の安全を守るためには、本人同意が得られない場合であっても、緊急性があり関係各課で情報共有を図りたい。

○関係各課共通の様式を作成して、「DV被害者に関する情報は、市役所の関係各課で共有します」と記載した書類に署名してもらうことを検討している。

○（事務局）今回、担当課からは個人情報目的外利用届出書が提出されている。目的外利用の場合は本人同意が原則であるが、同意が得られない場合であっても、必要性が高いため、審査会の意見を聞いた上で情報共有を行いたいというのが届出の趣旨である。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。ただし、対象となる情報が非常に機微な情報であることから、できる限り、情報を共有することについての本人の同意または本人への周知を図るよう努めること。

諮問事項④：(子ども家庭部保育課)

【諮問の概要】

現行システムのリース契約の更新にあわせ、操作性とセキュリティ機能を向上させたクライアント・サーバ型（自庁方式）の新システムへの移行を図るもの

【審議内容】

《臨時職員のデータ入力について》

- 補助金に関する情報のデータ入力は、臨時職員が本庁舎内で行う。
- 臨時職員が個人情報を取り扱っても良いのか？
- 臨時職員にも地方公務員法上の守秘義務が課せられている。
- 臨時職員には同じ執務室内で作業をさせるなど、しっかり指導監督して守秘義務を順守させたい。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。ただし、システムへの情報入力に臨時職員を起用する場合は、個人情報保護に関する誓約書の提出を求める、あるいは、職員の目の届く場所での作業とするなど、当該臨時職員への個人情報保護に対する指導や監督に努めること。

諮問事項⑤：(福祉保健部障害福祉課)

【諮問の概要】

障害者総合支援法の改正に伴い、自立生活援助及び補装具の貸与など新たなサービスが追加されたため、障害者福祉システムに新たな管理機能を追加するシステム改修を行い、また、東京都国民健康保険団体連合会に対する審査事務の規定が整備されたため、新たに一次審査事務を委託することになるもの

【審議内容】

《システム変更の内容について》

- 基本的な個人情報はシステムに入力されている。自立生活援助、就労定着支援や補装具のレンタルなど新たに追加されたサービスについての情報を入力できるようにシステムを変更する。

《機器間転送用USBメモリーについて》

- パスワードがついた専用のUSBメモリーを使用し、使用終了後は必ず消去する。

《個人情報保存年限について》

○どのタイミングから5年間保存なのか情報の廃棄の考え方はしっかりとしておくべきである。

○年度単位に管理する情報はその翌年度からだが、常時管理しているシステム上のデータとしては、本人が死亡したり、転出したりしてから5年間という意味となる。

○（事務局）文書の保存年限の表示の仕方として、その情報が利用されなくなった次の年度からカウントが始まるものとしてとらえる場合が多いため、この届出の記載内容になったものと考えられる。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

(2) 届出関係報告事項

報告事項：（市民生活部防災課）

【報告の概要】

平成 29 年度第 2 回審議会における諮問事項である東京都被災者生活再建支援システムの導入に関して、本籍を記録する必要性について報告を求められた事項について、委託業者に確認した結果を報告するもの

*確認を行ったところ、本籍は罹災証明発行時に本人確認を行うための一情報ということであり、本籍で本人確認をする必要はないと判断し、記録はしないこととしたという報告があった。

【審議結果】 報告内容を了承した。

(3) その他

・次回開催について

来年の1～2月頃を予定し、後日、日程調整のうえで決めることとした。